

吉沢会員の司会のもとに討論がなされた。まず、報告から補足がされ、

高橋正郎 「高山氏の報告は宿題委員会の論点のはほとんどすべてにおいて、本日、ふれられないことが一つある。それは土地利用秩序が私的所有である自作農的土地位所有によって確立できなくなつて

いる現状をどう考えたらよいか、ということである。所有がアーチャー・ヤングの言う魔力をもたなくなつたというのが現状であろう。そして、農地改革は地主的土地位所有を自作農的土地位所有へ変化させたが、それは所有権によって所有権を否定したのであって、今日の土地利用秩序が混乱している原因是そのときに用意されたのではないか。要するに所有権を利用権によって否定したのでなかつたところに今日の問題が生れたとすれば、それは農地改革のあり方にさかのぼりうるのでないか、ということがあつた。

本日の両氏の報告を敷衍すると、個別の自作農的土地位所有だけでは今日の理想的な土地利用秩序を確立することができない。そこで、土地は、高山氏が言うように、本来、私的なものと社会的・公共的性格をもつて、つねになんらかの形で利用秩序を設けておかなければなるまい。そして、それを秩序づける力がかつては村落にあつたのだが、次第に国民経済あるいは資本の側のイニシヤチブや論理へ移行してきた。とくに、大土地利用に関してそうである。ところが、今日、生態系の破壊などの面から批判され、生態系にもとづくなんらかの別の面からの秩序づけをする必要性が各方面から主張されてくる。つまり、私的所有に対する公的規制の主体や論理が村落から資本へ移り、資本によって律しきれなくなつて生態系の問題が登場し、新しい秩序が求められてくるのではないか。これが大土地利用についてである。

小土地利用については、辻氏の報告にあるように、私的所有だけでは十分でなく、なんらかの集団的な利用秩序が必要とされてきたと、論点として出てきた。

る。これらは暗黙の前提として国家の枠を考えてよいのか」

高山 「商品は移動するが、土地については一国に限定せざるをえないと考える。農産物市場という形での最適配分のメカニズムは世界的規模で考えなければならないし、そのように結びついているのではないか。・・・資本の運動法則のもとにある一国の領土を考えている」

司会 「農産物の自由化と今の見解とはどうかわかるのか」

高山 「NIRAのそれ——農産物の自由化——は基本的には国内市場、つまり、食管制の問題である」

高橋正郎 「辻氏にうかがうが、小土地利用において規範的利用秩序が必ずしも実現されていない現状、そこにギャップがあり、それが土地利用問題の発生ということである。ここではそうしたギャップが発生した理由を少し追究しなければならない。一つは農業經營主体の変質が非常に大きい。もう一つは規模の零細性、そのためには経営が変質して土地利用者としての機能を失なつた土地所有者が多く出現しても、現在の市場メカニズムはこれを排除できないという事情があつて、一方での規模拡大ができない。したがつて個別の利用権をこえた地域的な集団的な利用権をつくらなければならぬ」という論理構成になっているようである。

その意味で小土地利用において規範的利用秩序ができるといなといふことを、どう考えるのか。

辻 「基本的には二つある。一つは経営の論理そのものから出てくる。収益追求は第一義的な目標であつて、そこから市場への対応ということになる。それは経営規模とシェアの拡大になり、おそら

くゴールなき経営規模の拡大になるであろう。この意味で、土地が無限でないため、いずれ突きあたる問題である。そして収益追求は

单一化、単作化などの経営内部の問題を生む。もう一つは資本の論

理の貫徹から生れる問題で、地価の高騰、それが規模拡大によればすること、あるいは経営主体がおかしくなることがある。」

高橋正郎 「収益性の論理は、ほっておいても合理的な土地利用秩序をつくりださないものか」

辻 「それは場合による。大量生産、大量出荷のもとでは、おそらく収益性の論理がそれを可能にするであろう。しかし、そうでないと流通過程において正当な価値実現が可能でないという状況はどうかに偏倚したかたちになる。したがって消費者サイドがもっとちがつた対応をしたら、生産者サイドがおそらくちがつた対応が可能・・・問題解決につながるかもしない。」

高山 「個別経営の限界性そのものが自作農的土地位所有の優位によって戦後の農業構造に形成されてくる。所有の優位から利用あるいは経営の優位へ向うのが経済あるいは経営の合理性ではないか。そのとき、なぜか経済合理的な商品生産の論理が土地利用秩序、經營の規模拡大という形に展開しにくい条件、それこそが一面では集団的あるいは地域的な土地利用をクローズアップさせてくる。政策からも、經營拡大をのぞむ個別経営の側からも、それが出てくる。なぜ、商品生産の論理によって土地の経営規模の拡大ができないのか。・・・資本論理が・・・（日本の）土地について貫徹しないのは、なぜか。そして、經營規模の拡大を行なうとき、どうしても集団的、地域的な方向へむかうと辻氏は言う。そして、これが出発点である、とする。・・・日本では、例えば西ドイツなどちがつて、

どうしてこうなるのか。そのときに、なぜ地域や集落ができるのか

か」「土地については地域や集落がかかわってくる。

高橋正郎 「ある条件を設定して、長期にわたっていろいろな競争制約的要素をなくしたら借地あるいは賣買によって一定の集積が可能になるであろう。これは仮空のそれで・・・しかし、日本社会における集団主義は集団的な土地利用の基礎にある。NIRAのモデルは競争原理に依っており、近隣間の競争をはかり、そこから規模拡大をはかるという。・・・しかし、この原理を農村に導入するのには困難であって、むしろ近隣協調、地域間競争の原理がこれから農村社会の新しい秩序づけをするために有効であるのでは、と考えている。・・・どのレベルでは日本の集団主義があり、このような伝統を基礎にした農村変革論を・・・」

辻 「・・・農民層分解をみると個別原因でみることも一つであるが、村落とか集落が農民層分解にどういう役割を演じていたのか。それが大いに解明されなければならないのではないか。ある意味での集落分解論はデータから言えないこともない。そして、集落内分解がそれほどでもないというケースもある」

高橋正郎 「集落内でどんどん規模拡大をはかるのは、その集落内の一端の異端者とされるのではないか。日本の集団主義はそれを排除すべきなのか。」

司会 「社会学の方から・・・」

高橋正郎 「農家がなぜ零細な土地所有にこだわるのかという問題である」

東 「個々の家が個別の土地所有にものすごく執着するというこ

とが前提になつていて、集団的なものが形成されている……一概に言い切れない複雑さがあるのではないか。」

司会 「ムラには争の原理と和の原理があるので調整がうまくゆかない……」

高橋正郎 「……強力な個別性があるので調整がうまくゆかない……」

黒崎 「……長野県でも北海道でも、集落内では個々の家がはげしい競争をしている。その時の競争のルールやモデルは集落ごとにあるのではないか。これは北海道の六〇年（昭和三五年）以降の農村にみられることであって、町村の営農計画が確立していく、それから逸脱しそうな個別經營がどんどん排除されていった……例えばある農協の理事が町村の標準からズレ落ちたものは、生活保護を受けければよいではないか、といった調子であった……だから規範や標準に依拠しての競争はきわめてはげしい。しかし、規範からはずれた競争はみとめられないといったことではないのか。」

辻 「府県においては分散錯闊制が意味をもつのではない。北海道のような農場制であれば分解はもつと進むと思うが、府県においては耕地の存在形態が大きな意味をもつのではない。」

東 「辻氏の農業生産力の向上の論において経済単位と価格とが問題になると思うが、価格をどう考えるのか。」

辻 「一口に言えば、予件とするということ。」

東 「高橋正郎氏の説には公共措置ということがあるが……」

高橋正郎 「それは国民的合意の範囲内においてということが前提になる」

司会 「いまの問題に関連して……」

高橋正郎 「もう一つの論点は政策的な村落を介しての秩序づけ

ということだが、これは『土地をめぐる村落と農政』という共通課題に関連している。そして、かつて村落が公共的な土地利用の秩序づけの機能をもつていたことについてのある程度の合意がある。しかし、村落の構成員にとって非常に身近な公共的な秩序があつたのではないか。……現在は身近な秩序づけがそれほど機能しなくなっている。その代りに国の政策という形で大きな迂回をした秩序づけが要請してきた。そうなってきた時、身近な秩序づけと新しい秩序づけとの間に大きなギャップが生れる。これをどう理解したらよいか」

辻 「……政策や公権力を村落なり市町村なりがうまくそしやくしたらよいと思う。かつて村落自身にはそういう活力があった。……伝統的秩序づけが十分に機能していたときは、農業が基幹産業であった。しかし、現在、村落をとりまく状況が変っている。例えば労働市場が非常に（大きな）展開をしている。そこで土地と農業を無理に結びつけなくとも、農家所得の相当な部分を確保することができる。私経済の論理からすれば耕作放棄をしてもといふことになってしまふ。そこで国土資源の保全の見地からは、政策的あるいは公権力のにはいがしてもある程度の規制がどうしても必要であるということになる」

高山 「農家はある程度土地をきれいにして保全しておきたいと考えている。それ故労働市場への接近のしやすさが現在の小作料を規定している。とすれば、労働市場が土地持ち労働者の生活を安定的に再生産させる程度あるいは可能性が土地の流動性を規定することになる。そこで村落ではなくて市町村や農協が利用権設定という形で媒介して耕作の受委託を行なっている。このような場合にどう

しても集落が介入しなければならないのか」

辻 「・・・市町村単位といふのは大きすぎる。少なくとも当面はそうではないか。つまり、この問題に役立つる既存の組織とはなにか。ムラの人びとが費用やエネルギーをあまり注ぐことなしに有用な既存の組織とはなにか、と言うことである。この条件にかなうのは村落ではないかと考えている。それから高山氏のあげた例、東海地方の場合についてであるが、そこでは地価の上昇が大きな意味をもつ。所有しているだけでも十分意味をもつとなれば、そこでの小作料が低いのは当然であろう。」

高山 「そのとおりで、土地利用の多様性から規定される地価の上昇とその土地利用の一つである農業生産による収益性、両者のかい離が問題である。・・・この乖離が乖離として広がって行けば、農業内部での収益換算にもとづく小作料の形成と土地流動ということが一つの道すじとしては想定できるかも知れない。・・・しかし、村落をなぜ問題にしなければならないのか」

司会 「辻氏の報告から、そのことについて二つの点が重要である。一つは互恵主義を基本原理とする非市場組織という問題。もう一つは経営の永続性が担保される歴史的生存空間ということ。これらは從来の村落論からてきたと思うが、これは高山氏の問への辻氏の解答になつてゐるのではないか」

この後にも討論がつづけられたが、要約すれば、以上のようになると思う。

(文責、事務局)